

鳥取県告示第 1047 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 12 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市気高町奥沢見字狼谷1225の7・1225の8・1225の16（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1225の17から1225の20まで、1225の23、1225の27から1225の29まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市気高町重高字樽丸下ノ谷280、281、気高町飯里字角力場東平297の3、気高町土居字首掛谷370、371、372の2、気高町宿字地才438の2、字小池谷447の2、字神子谷456、字正壽寺谷507の4、507の5、字新葉谷512の3、字宮谷521の3、気高町殿字谷奥平552、554の1から554の3まで、字二階平555、557、559、559の1、560、560の1、561、字下二階平580の1、581の1から581の3まで、字石谷582、582の1、583、584の2、586、597の16、字中谷598の14、気高町酒津字樽谷東平723、723の1、724の1、724の2、725の2、726の1、1023の1、字清水谷974、975の1、字奥ノ谷1019、1020の1、気高町日光字荒神谷廻り844の1、気高町下光元字廣見谷859、860の1から860の6まで、861、863、864、字北谷奥890の2、890の6から890の11まで、890の13、892の2、字大葛谷896、字葛谷906、908、910の3、字新宮谷口937の3、字猪ノ谷974の2、976、977、978の2、984、字砂堀奥989の2、字砂堀口995、字夏ヶ谷二1121の11、字石ヶ谷1136、字持木1148、字山崎西平1189の2、気高町下坂本字観音寺谷1076、字西山平1240から1244まで、1244の1、1245の1、1245の2、字寺谷1217、気高町宝木字深田1469の5、字母木坂1511、1512

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）